

## 議会運営に係る関係機関協議結果について

### 1 楽 旨

新嵐山スカイパークの運営に係る議会の対応（調査・審査）について、議会運営の専門的知見を有する関係機関等と協議し、今後の対応の参考にしようとするもの。

### 2 協議先

- (1) 北海道町村議会議長会事務局
- (2) 中尾 修氏（芽室町議会サポートーー）

### 3 協議日程 令和5年1月22日（水）

- (1) 10時～11時30分
- (2) 13時～15時

### 4 協議会場 札幌市（自治会館5階第3会議室：中央区北3条西6丁目）

### 5 対応者

- (1) 梶澤幸治（議長）
- (2) 鈴木健充（新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会委員長）
- (3) 安田敦史（事務局長）

### 6 執行予算

- (1) 旅 費（議会費：議会運営活動事業）
  - ・議 長 22,094 円
  - ・特別委員会委員長 21,428 円
  - ・事務局長 20,910 円
- (2) 交際費
  - ・土産代 @1,500×3 = 4,500 円
  - <協議先+会議室借用先（北海道町村会）>

### 7 協議結果概要 別紙参照

<別紙>

## 議会運営に係る協議結果概要

### ● 中尾 修氏(芽室町議会サポーター)の感想

#### 1 新嵐山の指定管理事業に係る調査・審査は適正だったか？（R2以降）

- (1) 会社の経営危機を察知した時点で何らかのアクション（一般質問・予算決算特別委員会における質疑・行政報告を求めるなど）を起こすべきだった。
- (2) 指定管理事業に係る議会の関与について～一般会計からの支出は予算・決算等において審議可能
- (3) 町に責任があると議会（議員）が考えた場合は、そのような発言があつてしかるべきである。（執行側は当然に反論し、この問題に対する解釈の違いが見えてくる）

#### 2 委託会社の経営を監視する手法は他になかったか？

- (1) 委員会等での調査に限界はあるが、個々の議員が政治家として本会議や委員会等で会社の経営に対して、主張や指摘をすることは十分できたはずである。

#### 3 町に対して議会の権限を適正に発揮できていたか？

- (1) 前段の感想と重複するが、会社経営に対する危機感を議会が察知した時点で、町（首長）に対して、何らかのアクション（一般質問・予算決算特別委員会における質疑・行政報告を求めるなど）を起こさなかつたことは課題となる。
- (2) 住民にとって、議会が町に対して責任を追及した行為は「否決」という結果のみであり、それまでの経過が住民に理解されていなかったことから、今、議会への批判がクローズアップされた流れになったと見える。
- (3) 議会として必要であったことは、問題点（論点・争点）を本会議・委員会等の公式な場で発言し、追求する姿を主権者である住民に見せることである。
- (4) 執行者（理事者）の検討スケジュール（議決を希望する時期）を優先すべきでない。
- (5) 議決の権限を行使できる熟度まで調査をすべきことが大前提である。
- (6) 議員（議会）固有の役割と権限を再確認する。

#### 4 補正予算否決後の対応は適正だったか？

- (1) 議決の権限は法令で規定されている議会固有のものである。
- (2) 賛否が分かれることは芽室町議会が機能している証左であり、一般論となるが、地方議会においては議員定数が少ないために、なかなか議会の権限が発揮できないケースが見られる。
- (3) 今回、芽室町議会が補正予算案を否決したことについて、その時期の是非は、本件審議を検証する際の課題となる。
- (4) 「議会報告会」は「議会の政治報告」であり、今回の対応は、否決後速やかに（2～3週間後）、定義に基づく報告会であり適正・適切であるが、「3」でも述べたとおり、否決に至るこの問題の論点が住民には十分理解されていたとは思えない。また、「住民との意見交換」は、フラットに肩の力を抜いた「平場のコミュニケーション」であり、区別すべきものである。

#### 5 現行条例のままで芽室町議会は代替案を提案できるのか？

- (1) 現行の芽室町議会基本条例等では不可能である。栗山町議会基本条例に規定する「一般会議」の規定を設置するなどの条例改正の手続きを経ることで制度上は可となる。（総合計画・基本構想・基本計画に関わる件となるため）

#### 6 その他

- (1) 町に対する提言書（第5回特別委員会／9月29日開催）について、「住民の声を聞くこと」と強調しているように見えるが、議会は住民の代表であり、利害調整機能を期待される側面もあることから、改めて議会の権能を確認しておく必要がある。
- (2) 委員会等において「延会」の手法も念頭に置くべきである。終了時間が迫ったことによる結論の導きは適正ではない。
- (3) 時には、ルールの特例として場面に応じた議会運営も政治の手法である。

#### 7 終わりに

- (1) 芽室町議会サポーターとして、本年9月における一般会計補正予算否決案件の感想を聞かれましたが、当然ながら、全容を把握しているわけでもなく、賛否を申し上げる立場にもありません。
- (2) ここでは、芽室町議会から問われた項目に従い、これまでの議会運営の手法について、私なりに見解をお答えしたもので、参考になれば幸いです（議会運営に正解はないと考えます）。

(3) なお、茅室町議会基本条例には、議員間の討議・情報公開・住民参加・参考人制度・公聴会の十分な活用等が謳われて、全国に発信されています。議案の審議に議会基本条例の条文が真に生かされることを期待します。